

肥前国島原城修補許可の老中奉書について

—島原市本光寺所蔵史料の史料調査より—

白 峰 旬

1. はじめに

島原市に所在する瑞雲山本光寺（曹洞宗）は、江戸時代に島原藩主であった深溝松平家の菩提寺であり、松平島原藩関係史料が膨大に所蔵され、境内にある常盤歴史資料館ではその所蔵史料の一部を一般に公開している。『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』⁽¹⁾によれば、この深溝松平家にかかる古文書をはじめとする歴史資料は明治維新後離散していたものを、本光寺住職片山仙定氏、副住職片山秀賢氏父子二代により収集されたものであり、松平島原藩関係史料は、幕府関係文書（約680点）、藩政史料（約500点）、家臣団関係（約100点）など1280点に及ぶが、その中の幕府関係文書における幕府老中連署奉書には、島原城修補許可の老中奉書のほか、転封後の居城となった宇都宮城修補許可の老中奉書が含まれている⁽²⁾。

深溝松平家は、寛文9年（1669）に、それまでの居城地であった丹波国福知山より肥前国島原に6万5900石で入部し、その80年後の寛延2年（1749）には下野国宇都宮に転封されたが⁽³⁾、安永3年（1774）には再び転封により肥前国島原藩主になり、その後は明治維新まで深溝松平家が歴代藩主として続いた。このように、幕藩制下における深溝松平家の島原藩主としての時代は、寛文9年～寛延2年までの81年間と、安永3年～慶応3年（1867）の94年間というように、松平島原藩前期と松平島原藩後期として大きく2つに分けることができる⁽⁴⁾。

本稿では、島原城修補許可の老中奉書9点と宇都宮城修補許可の老中奉書2点を年次順に史料紹介し、次に老中奉書以外の関係史料を史料紹介したうえで、その解説を付して考察を試みることにする。その中で、島原城修補許可の老中奉書9点はいずれも前述の松平島原藩前期の時代に該当するものであり、松平島原藩後期の時代に該当する島原城修補許可の老中奉書は、現段階では管見の限り確認できていない。

なお、筆者が島原市本光寺で所蔵史料（松平島原藩関係史料）の史料調査をおこなったのは、平成15年（2003）8月であったが、その際、片山弘賢氏（瑞雲山本光寺副住職、常盤歴史資料館館長）には御多忙の中、いろいろと御配慮をいただいたことに厚く謝意を表する次第である。

2. 島原城修補許可の老中奉書

※以下に各史料の法量(大きさ)を記したが、筆者が実際に計測したものであるため、前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』に記載された各史料の法量(大きさ)とは異なるケースもある。

▼史料〔1〕(法量：縦40.5cm×横56.4cm)

以上

嶋原城先懸門虎口取直之、新規石垣築之事、田町口門南之脇石垣崩候所并孕候所、如元築直之事、本丸石垣孕候四ヶ所取崩之、如元築直之事、冠木門式箇所新規建之事、三丸之回掘堀、以其土地形築立之事、得其意候、絵図之通及 上聞候処、連々普請可申付之旨被仰出候、可被存其趣候、恐々謹言

寛文十二子

六月六日

久世大和守

広之(花押)

板倉内膳正

重矩(花押)

土屋但馬守

数直(花押)

稲葉美濃守

正則(花押)

松平主殿頭殿

▼史料〔2〕(法量：縦40.6cm×横56.5cm)

以上

嶋原城三丸東之方石垣、崩候所築直之度由、絵図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言

延宝三卯

七月六日

稲葉美濃守

正則(花押)

土屋但馬守

数直(花押)

久世大和守

広之(花押)

松平主殿頭殿

▼史料〔3〕(法量：縦40.6cm×横56.6cm)

以上

肥前国嶋原城(「外曲輪」脱カ)石垣、東方先蒐門之脇壘ヶ所崩、壘ヶ所孕、壘ヶ所者築直之事、絵図之通得其意候、如元可有普請候、恐々謹言

天和三亥
六月廿九日

阿部豊後守
正武（花押）
大久保加賀守
忠朝（花押）

松平主殿頭殿

▼史料〔4〕（法量：縦41.0cm×横56.7cm）

以上

肥前国嶋原城本丸坤之方石垣巻ケ所、三丸艮之方田町口之門脇石垣巻ケ所、或崩或孕候付而築直度之由、絵図朱引之趣得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

元禄二巳
七月十六日

阿部豊後守
正武（花押）
土屋相模守
政直（花押）
戸田山城守
忠昌（花押）
大久保加賀守
忠朝（花押）

松平主殿頭殿

▼史料〔5〕（法量：縦40.8cm×横56.5cm）

以上

肥前国嶋原城本丸西方石垣巻ケ所、崩候付而築直度之旨、絵図朱引之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

元禄八亥
六月九日

戸田山城守
忠昌（花押）
土屋相模守
政直（花押）
阿部豊後守
正武（花押）
大久保加賀守
忠朝（花押）

松平主殿頭殿

▼史料〔6〕（法量：縦40.6cm×横56.6cm）

以上

肥前国嶋原城従三丸北東之間外曲輪石垣巻ケ所、崩候付而築直度旨、絵図書付之通得其意

候、如元可有修補候、恐々謹言

元禄十三辰

正月廿六日

小笠原佐渡守

長重（花押）

秋元但馬守

喬朝（花押）

土屋相模守

政直（花押）

阿部豊後守

正武（花押）

松平主殿頭殿

▼史料〔7〕（法量：縦41.0cm×横56.6cm）

以上

肥前国嶋原城從三丸東之方外曲輪石垣壱ヶ所、崩候付而築直度旨、絵図朱引之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

元禄十三辰

六月九日

秋元但馬守

喬朝（花押）

小笠原佐渡守

長重（花押）

土屋相模守

政直（花押）

阿部豊後守

正武（花押）

松平主殿頭殿

▼史料〔8〕（法量：縦40.7cm×横56.5cm）

以上

肥前国嶋原城外曲輪東方田町門外南方櫓并塀下石垣折廻壱ヶ所、同所北方櫓并塀下石垣壱ヶ所、同続櫓脇塀下石垣壱ヶ所、同櫓并塀下石垣壱ヶ所、或崩或窕候付而築直之事、絵図朱引之通得其意候、以連々如元可有普請候、恐々謹言

享保十三申

三月晦日

松平左近将監

乘邑（花押）

水野和泉守

忠之（花押）

松平主殿頭殿

▼史料〔9〕（法量：縦40.6cm×横56.6cm）

以上

肥前国嶋原城二丸北之方外堀端石垣壺箇所、崩候付而築直之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可被申付候、恐々謹言

延享三寅

七月十六日

西尾隠岐守

忠直（花押）

堀田相模守

正亮（花押）

酒井雅楽頭

忠知（花押）

松平主殿頭殿

3. 宇都宮城修補許可の老中奉書

▼史料〔10〕（法量：縦40.7cm×横56.5cm）

以上

下野国宇都宮城本丸西之方堀下外土居壺ヶ所、同所東之方堀下外土居壺ヶ所、同所西南之間堀下外土居壺ヶ所、二丸北東之間堀下外土居壺ヶ所、三丸宇田門裏堀下外土居壺ヶ所、同所西北之間外堀端土居壺ヶ所、同所東南之間堀下外土居壺ヶ所、同所南館門前外堀端土居壺ヶ所、崩候付而修補之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可被申付候、恐々謹言

宝暦七丑

九月十一日

本多伯耆守

正珍（花押）

西尾隠岐守

忠尚（花押）

松平右近将監

武元（花押）

酒井左衛門尉

忠寄（花押）

堀田相模守

正亮（花押）

松平主殿頭殿

▼史料〔11〕（法量：縦40.8cm×横56.7cm）

以上

下野国宇都宮城外曲輪櫓門左右内外石垣押流、門外川端石垣押流、門下地形流掘候付修補之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可被申付候、且又櫓門流失、堀押流候付普請有之度旨令承知候、恐々謹言

明和三戌

松平右近将監

十月廿七日

武元（花押）
阿部伊予守
正右（花押）
松平周防守
康福（花押）
松平右京大夫
輝高（花押）

松平主殿頭殿

4. 老中奉書以外の関係史料

▼史料〔12〕（法量：縦39.4cm×横53.0cm）

肥前国嶋原城外曲輪東方田町門外南方櫓并塀下石垣折廻壱ヶ所高八尺長百三拾五間、同所北方櫓并塀下石垣壱ヶ所高八尺長七拾八間、同統櫓脇塀下石垣壱ヶ所高壱間長貳間半、同櫓并塀下石垣壱ヶ所高八尺長百六拾壱間半、或崩或窳候付而築直之、以連々如元普請仕度奉願候、宜様御差図被成可被下候、以上

判なし

三月廿七日

松平主殿頭

5. 解説

上掲の老中奉書（島原城修補許可9点、宇都宮修補許可2点）11点について、その摘要をまとめて一覧表にしたものが表1である。年次的には、島原城修補許可の老中奉書は松平島原藩前期に該当し、宇都宮修補許可の老中奉書は深溝松平家が下野国宇都宮藩主であった時代に該当している。

史料〔1〕は、管見の限り、深溝松平家が島原藩主になって入部以降、島原城修補許可の老中奉書としては初見のものである。深溝松平家が島原藩主として入部したのは、前述のように寛文9年であるから、この老中奉書の年次である同12年（1672）は入部の3年後にあたる。内容としては、島原城の先魁門（「先懸門」）の虎口を「取直」して（虎口の改変という意味か？）、新規に石垣を築くこと、田町口門の南脇の石垣が崩れた箇所と孕んだ箇所を築き直すこと、本丸において孕んだ4ヶ所の石垣を築き直すこと、冠木門2ヶ所を新規に建てること、三の丸のまわりに堀を掘り、その土をもって地形じぎょうを築くこと、の諸点について許可したものである。つまり、新規普請、修復普請、新規作事の許可ということになり、通例であれば、修復普請は老中決裁、新規普請と新規作事は將軍決裁で許可されるので、その意味において、この老中奉書では、許可文言として老中決裁（「得其意」）と將軍決裁（「及上聞」）の両方が記されていると思われる。なお、先魁門の虎口の「取直」が虎口の改変を意味するのであれば、このことは注目される点であり、この老中奉書に対応する寛文12年6月3日付の島原城修補願絵図⁽⁵⁾の先魁門の虎口周辺の石垣ラインと、それ以前の時代に描かれた可能性がある「島原城廻之絵図」⁽⁶⁾の同箇所を比較すると、あき

《表1》

島原城修補許可、及び、宇都宮城修補許可の老中奉書

史料番号	老中奉書の年月日	老中奉書の内容	城名表記	絵図に関する記載	許可文言	宛所
史料〔1〕	寛文12年6月6日	島原城修補許可	嶋原城	絵図之通	其意・上聞	松平忠房
史料〔2〕	延宝3年7月6日	島原城修補許可	嶋原城	絵図之通	其意	松平忠房
史料〔3〕	天和3年6月29日	島原城修補許可	肥前国嶋原城	絵図之通	其意	松平忠房
史料〔4〕	元禄2年7月16日 ^(注1)	島原城修補許可	肥前国嶋原城	絵図朱引之趣	其意	松平忠房
史料〔5〕	元禄8年6月9日	島原城修補許可	肥前国嶋原城	絵図朱引之通	其意	松平忠房
史料〔6〕	元禄13年正月26日	島原城修補許可	肥前国嶋原城	絵図書付之通	其意	松平忠雄
史料〔7〕	元禄13年6月9日 ^(注2)	島原城修補許可	肥前国嶋原城	絵図朱引之通	其意	松平忠雄
史料〔8〕	享保13年3月晦日	島原城修補許可	肥前国嶋原城	絵図朱引之通	其意	松平忠雄
史料〔9〕	延享3年7月16日	島原城修補許可	肥前国嶋原城	絵図朱引之趣	其意	松平忠刻
史料〔10〕	宝暦7年9月11日	宇都宮城修補許可	下野国宇都宮城	絵図朱引之趣	其意	松平忠祇
史料〔11〕	明和3年10月27日	宇都宮城修補許可	下野国宇都宮城	絵図朱引之趣	其意・承知	松平忠恕

(注1) この老中奉書の包紙の中に含まれている願書(控)は、その内容からすると、上掲の史料〔8〕の老中奉書(享保13年3月晦日付老中奉書)に対応している。

(注2) 『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』(島原市教育委員会、1994年、79頁)では、元禄13年5月3日としているが、筆者(白峰)がこの老中奉書を実見したところ、元禄13年6月9日という日付が正しいことがわかった。

らかに両者の石垣ラインは異なっており、先魁門について前者では内舁形として描かれているのに対して、後者では平入りとして描かれている。そして門の向きも前者は西向きであるのに対して、後者は南向きである。こうした点を勘案すると、寛文12年に先魁門の虎口が改変された可能性は高いと思われ、新規石垣の構築というのは石垣ラインの改変に伴うものであったと推測できる。

史料〔2〕は、島原城三の丸東方の石垣が崩れた箇所について築き直すことを許可したものである。つまり、修復普請(石垣修復)に関する内容であり、老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。

史料〔3〕は、島原城先魁門(「先魁門」)の脇の石垣について、崩れた箇所1ヶ所、孕んだ箇所1ヶ所、築き直す箇所1ヶ所について元の如く普請をおこなうことを許可したものである。つまり、修復普請(石垣修復)に関する内容であり、老中決裁で許可されている(許可文言は「得其意」)。この老中奉書に対応する天和3年(1683)6月26日付の島原城修補願絵図⁽⁷⁾を見ると、先魁門の南側石垣3ヶ所に「此所石垣幅四間崩」、「此所石垣幅三間はらミ申候」、「此所石垣式拾九間余築直申度候」という朱引による注記がされているので、申請通りに許可されたことがわかる。そのほか、この老中奉書の包紙に貼られた紙片には、「天和三癸亥年七月四日、阿部豊後守より来」と記載されているので、老中奉書が実際に渡された月日は、老中奉書に記載された年月日より4日後の7月4日であったことと、この老中奉書を渡したのが老中阿部正武であったことがわかる。このことから、阿部正武はこの申請案件に関する担当の月番老中であると推測され、阿部正武の老中奉書

における署名位置は奉書日付の日下であるので、担当の月番老中（この場合、阿部正武）が奉書日付の日下に署名する原則が存在した点も理解できる。なお、この老中奉書には「肥前国嶋原城石垣東方先蒐門」と記されているが、城郭修補許可の老中奉書の場合、本来であれば曲輪名を記載することが通例であるので、「肥前国嶋原城外曲輪石垣東方先蒐門」と記載すべきところを、「外曲輪」という文言について、幕府の右筆が書き落とした可能性も考えられる。

史料〔4〕は、島原城本丸の南西の石垣1ヶ所、三の丸の北東にある田町口門脇の石垣1ヶ所が崩れたり、孕んだりしたため、築き直すことを許可したものである。つまり、修復普請（石垣修復）に関する内容であり、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。この老中奉書の包紙には「元禄二巳七月十八日、阿部豊後守御渡」と記載されているので、老中奉書が実際に渡された月日は、老中奉書に記載された年月日より2日後の7月18日であったことと、この老中奉書を渡したのが老中阿部正武であったことがわかる。そして、前述の史料〔3〕におけるケースと同様に、担当の月番老中（この場合、阿部正武）が奉書日付の日下に署名したことがわかる。なお、この老中奉書に対応する修補願絵図として、元禄2年（1689）7月10日付の島原城修補願絵図⁽⁸⁾がある。

史料〔5〕は、島原城本丸西方の石垣1ヶ所が崩れたため築き直すことを許可したものである。つまり、修復普請（石垣修復）に関する内容であり、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。なお、この老中奉書に対応する修補願絵図として、元禄8年（1695）5月11日付の島原城修補願絵図⁽⁹⁾がある。

史料〔6〕は、島原城の外曲輪の石垣1ヶ所が崩れたため築き直すことを許可したものである。つまり、修復普請（石垣修復）に関する内容であり、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。この老中奉書の包紙には「元禄十三辰年正月廿七日、小笠原佐渡守殿より被渡」と記載されているので、老中奉書が実際に渡された月日は、老中奉書に記載された年月日の翌日であったことと、この老中奉書を渡したのが老中小笠原長重であったことがわかる。そして、前述の史料〔3〕におけるケースと同様に、担当の月番老中（この場合、小笠原長重）が奉書日付の日下に署名したことがわかる。なお、この老中奉書に対応する修補願絵図として、元禄13年（1700）1月3日付の島原城修補願絵図⁽¹⁰⁾、元禄13年付の島原城修補願絵図⁽¹¹⁾、元禄13年正月23日付の島原城修補願絵図⁽¹²⁾がある。また、この老中奉書に対応する元禄13年正月23日付の石垣修復願の「口上之覚」⁽¹³⁾がある。

史料〔7〕は、島原城の外曲輪の石垣1ヶ所が崩れたため築き直すことを許可したものである。つまり、修復普請（石垣修復）に関する内容であり、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。この老中奉書の包紙には、元禄13年5月3日に幕府に伺い出たこと、その許可の老中奉書は6月9日に老中秋元喬朝より受け取ったことが記載されている。よって、老中奉書が実際に渡された月日は、老中奉書に記載された年月日と同日の6月9日であったことと、前述の史料〔3〕におけるケースと同様に、担当の月番老中（この場合、秋元喬朝）が奉書日付の日下に署名したことがわかる。なお、この老中奉書について、前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』では、元禄13年5月3日付としている

が⁽¹⁴⁾、筆者がこの老中奉書を実見したところ、元禄13年6月9日付が正しいことがわかったので、この点は修正点として明記しておきたい。

史料〔8〕は、島原城の外曲輪の石垣4ヶ所が崩れたりしたため、築き直すことを許可したものである。つまり、修復普請（石垣修復）に関する内容であり、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。この老中奉書の包紙には、享保13年（1728）4月6日に老中松平乗邑に島原藩の江戸留守居が呼ばれて老中奉書を渡されたことが記されているほか、幕府への申請プロセスとして、①修補願絵図を幕府右筆組頭の蜷川八右衛門に見せてその内意を伺い、絵図書付の「致様」及び、願書（「添書」）の文言等を蜷川八右衛門の指図通りに書き、絵図の判については「此方」の「先格」の通りにするよう指示されたので、「先格」の如く花押（「居判」）だけにした、②この絵図を3月27日に月番老中の松平乗邑へ提出し、4月6日に老中奉書が出された、③請書の提出については、翌日（4月7日）に大名自身が老中松平乗邑のところへ赴いた、などの諸点が記されている。この記載からは、老中奉書が実際に渡された月日は、老中奉書に記載された年月日より6日後の4月6日であったことと、この老中奉書を渡したのが老中松平乗邑であったことがわかる。そして、前述の史料〔3〕におけるケースと同様に、担当の月番老中（この場合、松平乗邑）が奉書日付の日下に署名したことがわかる。

上記の包紙の記載において注目すべき点は、幕府への申請プロセスにおいて、修補願絵図を月番老中の松平乗邑へ提出する前に、事前に幕府右筆組頭の蜷川八右衛門の指導（絵図や願書の書き方に関する指導）を受けた点である。このような記載はこれまでの時代における島原城修補許可の老中奉書の包紙には見えなかった点を考慮すると、島原城修補の申請のケースでは、享保期の段階で初めて幕府右筆組頭の指導を受けたことを示すものと思われ、その意味で重要な事例と言えよう。

なお、この老中奉書の包紙には、「享保十三戌申年、嶋原城外曲輪石垣崩或窶候付、築直之義窺絵図、并添書扣、右ニ付連名奉書一通」と記されているが、修補願絵図（控図）や願書（控）は、この老中奉書の包紙の中には含まれていない。ただし、この老中奉書に対応する願書（控）は、後掲の史料〔12〕に該当し、後述のように前掲の史料〔4〕の老中奉書の包紙の中に含まれている。

史料〔9〕は、島原城二の丸の北方にある外堀端の石垣1ヶ所が崩れたため築き直すことを許可したものである。つまり、修復普請（石垣修復）に関する内容であり、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。この老中奉書の包紙には、老中奉書に記載された年月日の翌日である7月17日に月番老中西尾忠直の用人から老中奉書を渡されたことが記されている。よって、前述の史料〔3〕におけるケースと同様に、担当の月番老中（この場合、西尾忠直）が奉書日付の日下に署名したことがわかる。なお、この老中奉書に対応する延享3年（1746）8月付の「嶋原二丸北之方外堀端石垣壱箇所、崩所如元築直願、相済候覚書」⁽¹⁵⁾という史料があり、延享3年8月というのが老中奉書で許可された翌月にあたることと、その史料の表題をも勘案すると、内容的には幕府への申請から許可までのプロセスを記載した内容であると推測できる。

史料〔10〕は、宇都宮城本丸の土居3ヶ所、二の丸の土居1ヶ所、三の丸の土居4ヶ所が崩れたため、その修補を許可したものである。つまり、修復普請（土居修復）に関する内容であり、老中決裁で許可されている（許可文言は「得其意」）。この老中奉書には「外土居」という文言が多用されているが、“外側の土居”という意味で使われているものと思われる、城郭関係用語の一つとして注意を引く用例である⁽¹⁶⁾。この老中奉書の包紙には、老中奉書に記載された年月日の翌日である9月12日に月番老中本多正珍の用人から老中奉書を渡されたことが記されている。よって、前述の史料〔3〕におけるケースと同様に、担当の月番老中（この場合、本多正珍）が奉書日付の日下に署名したことがわかる。なお、この老中奉書に対応する修補願絵図として、宝暦7年（1757）8月26日付の宇都宮城修補願絵図⁽¹⁷⁾がある。

史料〔11〕は、宇都宮城外曲輪の櫓門の左右、内外の石垣が押し流され、門の外の川端石垣も押し流され、門下の地形も流れたので、その修補を許可したものであり、さらに、櫓門が流出し、堀も押し流されたので、その再建（「普請」）を承認したものである。つまり、修復普請（石垣修復、地形修復）に関する内容は老中決裁で許可し（許可文言は「得其意」）、再建作事（櫓門再建、堀再建）に関する内容は承認している（承認の文言は「令承知」）。このように、修復普請と再建作事では許可文言などを書き分けている点には注意したい。また、櫓門などの再建について、この老中奉書では作事ではなく「普請」と表記している点も注意を引く。なお、この老中奉書に対応する修補願絵図として、明和3年（1766）10月付の宇都宮城修補願絵図⁽¹⁸⁾があり、絵図とともに提出された願書（「御添書」）の写し⁽¹⁹⁾もある。

史料〔12〕は、上掲の史料〔4〕（元禄2年7月16日付老中奉書）の包紙の中に含まれていた願書（控）であるが、その内容からすると、上掲の史料〔8〕（享保13年3月晦日付老中奉書）に対応している。よって、史料〔12〕は、享保13年に年次比定でき、願書の日付は老中奉書の年月日の3日前にあたることがわかる。申請の際の願書である史料〔12〕と、その許可書にあたる老中奉書の史料〔8〕の内容を比較すると、老中奉書の文言は願書の文言をそのまま復唱した形で記載している（ただし、願書に記載された各修補箇所の高さと長さの数値は、老中奉書では省略されている）ことがわかる。その意味では、城郭修補許可の老中奉書の文面（具体的文言）が、願書の文言をベースにして作成されたことがわかる貴重な事例であると言えよう。なお、本来であれば、上掲の史料〔8〕の包紙の中に含まれるべき史料〔12〕が、上掲の史料〔4〕の包紙の中に含まれていた理由は不明であるが、その点を推測すると、後世（藩政時代、或いは、明治時代以降）の史料整理などの段階で、誤って史料〔4〕の包紙の中に入れられてしまった可能性が考えられる。

6. 小結

前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』の中で、城郭修補関係の史料をピックアップすると表2のようになるが、表2を見るとわかるように、江戸時代において深溝松平家がその居城とした福知山城（丹波）、島原城（肥前）、宇都宮城（下野）の関係史料である

ことがわかる。ただし、それ以前の深溝松平家の居城地である深溝城（三河）、吉田城（三河）、刈谷城（三河）に関する城郭修補関係の史料は含まれていない。

前述のように上掲の老中奉書（史料〔1〕～史料〔9〕）は、松平島原藩前期の時代（寛文9年～寛延2年）に該当するものであり、松平島原藩後期の時代（安永3年～慶応3年）に該当する島原城修補許可の老中奉書は、現段階では管見の限り確認できていないが、表2において、文化7年（1810）10月付の島原城修補願絵図が存在することを考慮すると、この修補願絵図による申請が老中奉書で許可されたと仮定した場合、その許可の老中奉書が存在したことになる。この場合、その存在が推測できる老中奉書は1点しかないものの、松平島原藩前期と同様に松平島原藩後期においても、島原城修補許可の老中奉書はいつくか存在したと想定できるので、今後、そのような老中奉書がどこかで発見される可能性は残されている。表2によれば、対応する老中奉書の存在が不明の城郭修補願絵図は、福知山城2点、島原城5点（前述の文化7年10月付の島原城修補願絵図も含む）、宇都宮城2点、がそれぞれ確認できるので、これらの城郭修補願絵図による申請がそのまま許可されたと仮定すると、その許可書である老中奉書もそれだけの数は存在したと推定できる。

老中奉書の法量（大きさ）については、上掲の大きさの最小値と最大値をみると、縦40.5cm～41.0cm、横56.4cm～56.7cmというように、ほぼ同じ大きさであり、時代による大きさの変化は認められない。

老中奉書の文言については、島原城の場合、上掲の老中奉書ではすべて「嶋原城」という城名表記で統一されている点は注意すべきであろう。この点は、幕府へ提出した願書（上掲の史料〔12〕）においても「嶋原城」と表記されていることから、江戸時代においては、「島原城」ではなく「嶋原城」という表記が通例化していたことを示すものと思われる。

幕府への申請プロセスについては、享保13年に幕府の右筆組頭の指導を受けた事例（上掲の史料〔8〕）が存在した点は注目される。このことは、8代将軍徳川吉宗が幕府の行政文書に関して幕府内で新しい記録管理システムの構築を指示した、とする大友一雄氏の指摘⁽²⁰⁾や、享保の改革の過程で法と官僚による国家支配のシステムを基礎から支える公文書管理システムも整備された、とする大石学氏の指摘⁽²¹⁾とも合致するものであり、幕府への申請書類の様式や文言（記載方式）について幕府（具体的には幕府の行政官僚である右筆組頭）が管理化・統一化をはかった結果であると思われる。このように、幕府の右筆組頭が大名からの城郭修補申請に関して指導をおこなった類例としては元文4（1739）年の人吉城のケース、宝暦10年（1760）及び同12年の小倉城のケースがあるので⁽²²⁾、他城の修補申請のケースにおいても、享保期以降の同様の事例が存在することから、本稿における島原城のケースもそうした時代背景における事例の一つとして位置付けられる。

今回は島原城及び宇都宮城修補許可の老中奉書についての調査だけであったので、今後の検討点としては、①それらの老中奉書に対応する島原城及び宇都宮城の修補願絵図の調査、②島原城及び宇都宮城の修補に関する申請関係の文書の調査、③福知山城修補許可の老中奉書や修補願絵図の調査、（以上、①～③の点については表2参照）などをおこないたいと考えている。特に、上記①及び②の調査により、本稿で提示した幕府の許可につい

での論点と照応した大名からの申請についての論点が明確になるものと思われる。その意味において、今後の調査の必要性を感じているが、その調査実施については他日を期したい。

《表 2》

※以下は『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』の中で、城郭修補関係の項目に絞ってピックアップしたものである。

※下記の頁数と番号は、『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』における頁数と各頁の最下段に記されている整理番号を示す。

【老中奉書】

A. 福知山城	
45頁…143番	福知山城修補許可の老中奉書の可能性がある（明暦元年10月28日）
45頁…180番	福知山城修補許可の老中奉書の可能性がある（寛文2年5月29日）
46頁…187番	福知山城修補許可の老中奉書の可能性がある（寛文6年3月8日） ^(注1)
46頁…172番	福知山城修補許可の老中奉書の可能性がある（寛文6年10月26日） ^(注2)
46頁…173番	福知山城修補許可の老中奉書の可能性がある（寛文7年12月6日）
B. 島原城	
76頁…175番	島原城修補許可の老中奉書（寛文12年6月6日）
76頁…32番	島原城修補許可の老中奉書（延宝3年7月6日）
77頁…33番	島原城修補許可の老中奉書（天和3年6月29日）
78頁…161番①	島原城修補許可の老中奉書（元禄2年7月16日）
78頁…34番	島原城修補許可の老中奉書（元禄8年6月9日）
79頁…246番	島原城修補許可の老中奉書（元禄13年正月26日）
79頁…241番	島原城修補許可の老中奉書（元禄13年6月9日） ^(注3)
80頁…242番	島原城修補許可の老中奉書（享保13年3月晦日）
81頁…268番	島原城修補許可の老中奉書（延享3年7月16日）
C. 宇都宮城	
82頁…202番	宇都宮城修補許可の老中奉書（宝暦7年9月11日）
83頁…901番	宇都宮城修補許可の老中奉書（明和3年10月27日）

【修補願絵図】

A. 福知山城	
192頁…803番	福知山城修補願絵図（年月日は未詳） →対応する老中奉書は管見の限り不明
193頁…258番	福知山城修補願絵図（寛文2年5月21日） →対応する老中奉書は管見の限り不明
B. 島原城	
101頁…21番①	島原城修補願絵図（元禄13年正月23日） →元禄13年正月26日付老中奉書に対応
194頁…788番	島原城修補願絵図（寛文12年6月3日）※口絵3 →寛文12年6月6日付老中奉書に対応
194頁…23番	島原城修補願絵図（天和3年6月26日）※口絵2 →天和3年6月29日付老中奉書に対応
194頁…24番	島原城修補願絵図（貞享元年5月6日） ^(注4) →対応する老中奉書は管見の限り不明
194頁…1番	島原城修補願絵図（元禄2年7月10日） →元禄2年7月16日付老中奉書に対応
194頁…25番	島原城修補願絵図（元禄8年5月11日） →元禄8年6月9日付老中奉書に対応
194頁…26番	島原城修補願絵図（元禄13年1月3日） →元禄13年正月26日付老中奉書に対応
194頁…22番	島原城修補願絵図（元禄13年） →元禄13年正月26日付老中奉書に対応
194頁…27番①	島原城修補願絵図（宝永3年10月21日） →対応する老中奉書は管見の限り不明
194頁…29番	島原城修補願絵図（享保4年6月29日） →対応する老中奉書は管見の限り不明
194頁…1918番	島原城修補願絵図（文化7年10月） →対応する老中奉書は管見の限り不明
195頁…840番	島原城修補願絵図の袋だけ存在し、絵図は存在しない（年月日は未詳） →延享3年7月16日付老中奉書に対応するか？
195頁…17番	島原城修補願絵図（年月日は未詳） →対応する老中奉書は管見の限り不明

C. 宇都宮城	
200頁…96番	宇都宮城修補願絵図（宝暦7年8月26日） →宝暦7年9月11日付老中奉書に対応
200頁…97番①	宇都宮城修補願絵図（宝暦12年12月） →対応する老中奉書は管見の限り不明
200頁…98番	宇都宮城修補願絵図（明和3年10月） →明和3年10月27日付老中奉書に対応
200頁…99番	宇都宮城修補願絵図（明和7年閏6月） →対応する老中奉書は管見の限り不明

【申請関係の文書】

A. 福知山城	
※該当項目なし	
B. 島原城	
101頁…21番②	島原城修復願の口上の覚（元禄13年正月23日） →元禄13年正月26日付老中奉書に対応
101頁…28番②	修補願絵図の覚書（享保4年） →享保4年6月29日付の島原城修補願絵図（194頁…29番）に対応するか？ →対応する老中奉書は管見の限り不明
101頁…28番①	島原城の石垣築直しの申請が許可されたことについての覚書（延享3年8月） ^(注5) →延享3年7月16日付老中奉書に対応
101頁…161番②	島原城普請願の控え（〔享保13年〕3月27日） →享保13年3月晦日付老中奉書に対応
C. 宇都宮城	
101頁…97番②	宇都宮城の崩壊箇所 ^{（注5）} の覚の写し（宝暦12年12月） →宝暦12年12月付の宇都宮城修補願絵図（200頁…97番①）に対応するか？ →対応する老中奉書は管見の限り不明
101頁…214番	宇都宮城修補願絵図の添書 ^{そえしょ} の写し（明和3年10月） →明和3年10月27日付老中奉書に対応

【その他】

A. 福知山城	
46頁…274番	福知山城の午年9月13日の洪水時における破損についての覚 (寛文6年10月8日)
B. 島原城	
102頁…156番②	島原城下町の破損箇所の覚 (?年10月2日)
123頁…30番 - 2番②	戌年9月20日の島原城下の火事の場合について江戸へ遣わした下書き (?年9月22日)
123頁…115番	島原城の8月8日の風雨の時における破損箇所の覚 (年月日は未詳)
195頁…30番①	戌年9月20日の夜における島原城の櫓1ヶ所焼失の図 (年月日は未詳)
195頁…30番② - 1	戌年9月20日の夜における島原城の櫓1ヶ所焼失の図 (年月日は未詳) →11月3日に右京亮 (幕閣のことを指すか?) まで遣わした控え
211頁…1036番	島原城修補願絵図4点と島原城修補許可の老中奉書3点を収めたとする袋だけ存在し、修補願絵図と老中奉書は存在しない (年月日は未詳) →島原城修補許可の老中奉書3点 (袋の表紙には老中奉書の存在が記載されるだけで、老中奉書は袋の中に存在しないが) のうち、2点は寛文12年6月6日付老中奉書 (→先魁門虎口新規石垣築直願ニ付奉書)、元禄13年6月9日付老中奉書 (→三丸東之方石垣築直ニ付奉書) の可能性がある。
C. 宇都宮城	
※該当項目なし	

(注1) 寛文6年の文書は、すべて宮津城の受け取りを命じられた時のものである (『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』、島原市教育委員会、1994年、9頁) と指摘されているので、福知山城修補許可の老中奉書ではない可能性もある。

(注2) 寛文6年の文書は、すべて宮津城の受け取りを命じられた時のものである (『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』、9頁) と指摘されているので、福知山城修補許可の老中奉書ではない可能性もある。

(注3) 『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』(79頁) では、元禄13年5月3日とするが誤りである。

(注4) 「此通可被^(び)調候」という付札があるので、清絵図ではなく、下絵図と考えられる。

(注5) この史料は、島原城修補の申請から許可までの経緯を記した1冊の帳面と思われる。

[註]

- 1 『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（島原市教育委員会、1994年）。
- 2 そのほか、島原への転封以前の居城地であった福知山城の修補許可に関する老中奉書が含まれている可能性もあるが（表2参照）、その調査実施については他日を期したい。
- 3 この時の下野国宇都宮への転封理由としては、藩主松平忠祇が幼年（12才）で襲封したため、「長崎港の警備、全九州各藩の監視などの重い任務には耐えられない」（洪江鉄郎『島原城の話』、昭和堂印刷、1981年、56頁）という点を指摘する向きもある。このことは幕藩制下における譜代大名の存在意義や幕府から期待された役割を検討するうえで考慮すべき点であろう。
- 4 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（4～7頁）では、深溝松平家の島原入部以後の時代について、松平島原藩前期、戸田島原藩時代、松平島原藩後期というように3区分している。
- 5 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（口絵3）。
- 6 『復元大系日本の城』8巻（ぎょうせい、1992年、74頁）。この絵図について、松岡利郎氏は「内容や筆致の古さからみて正保城絵図に準ずる仕様」である、としている。
- 7 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（口絵2）。
- 8 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（194頁）。
- 9 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（194頁）。
- 10 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（194頁）。
- 11 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（194頁）。
- 12 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（101頁）。
- 13 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（101頁）。
- 14 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（79頁）。
- 15 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（101頁）。
- 16 他の城の城郭修補許可の老中奉書では、「外石垣」という用例が見られるほか、「内石垣」という用例も見られるので（拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』、校倉書房、2003年、322頁）、「外土居」の対義語として「内土居」という用例が使用されていた可能性も考えられる。
- 17 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（200頁）。
- 18 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（200頁）。
- 19 前掲『島原市本光寺所蔵古文書調査報告書』（101頁）。
- 20 大友一雄『江戸幕府と情報管理』（臨川書店、2003年、22頁）。
- 21 大石学「日本近世国家における公文書管理—享保の改革を中心に—」（歴史人類学会編『国民国家とアーカイブズ』、日本図書センター、1999年、19頁）。
- 22 拙著『日本近世城郭史の研究』（校倉書房、1998年、185～187頁）。

SYNOPSIS

The Letters Issued by Roju (Roju-Hosho [老中奉書]) Permitting the Repair on the Castle of Hizen-Shimabara (肥前国島原)

SHIRAMINE Jun

Zuiunzan-Honkouji (瑞雲山本光寺) is the temple of the Soutou sect (曹洞宗) that is situated at Nagasaki prefecture Shimabara city (長崎県島原市). This temple is famous temple (名刹), and it was Fukouzu-Mathudaira's family's temple (深溝松平家菩提寺).

Fukouzu-Mathudaira's family was feudal lord that possessed Shimabara area in the time of the Tokugawa Shogunate. The enormous historical materials that is related to this family are owned by this temple.

This monograph is founded on the investigation that this writer examined the historical materials at this temple in 2003.

Mr. katayama hirokata (片山弘賢氏) is the priest of this temple (瑞雲山本光寺副住職), and the curator of Tokiwa historical museum (常磐歴史資料館館長). I would like to thank especially his sufficient care when examined the historical materials at this temple.